

## 解説

林 博史

### 目次

1 連合対日戦争犯罪委員会設立の背景.....	1
2 連合対日戦争犯罪委員会の意義 .....	3
3 連合対日戦争犯罪委員会の組織 .....	5
小委員会について.....	6
極東関係小委員会について .....	8
4 連合対日戦争犯罪委員会のメンバー.....	9
5 連合対日戦争犯罪委員会の資料所蔵先 .....	12
【主な参考文献】 .....	13
謝辞 .....	14

### 1 連合対日戦争犯罪委員会設立の背景

連合対日戦争犯罪委員会 United Nations War Crimes Commission(以下 UNWCC と略記)は、1943 年 10 月にロンドンに設立され、1948 年 3 月 31 日まで存続した機関である。ここには連合 17 か国が参加した。また 1944 年 11 月から 47 年 3 月までは重慶にその下部組織である極東太平洋小委員会 Far Eastern and Pacific Sub-Commission が設置されて活動をおこなった。

まず UNWCC が設立された背景をかんたんに見ておこう。

ヨーロッパでは 1939 年 9 月よりドイツのポーランド侵攻を契機として戦争が始まり、他方、アジアでは 1931 年の満州事変、さらには 1937 年から日中全面戦争へと発展していた。その両者の戦争が、1941 年 12 月 8 日を契機にして一つの戦争として結びつくことになった。第二次世界大戦は一般には 1939 年 9 月からとされているが、この時点でヨーロッパとアジアの戦争が結びつき、文字通りの一つの世界大戦となった。

この大戦のなかでのヨーロッパにおけるドイツによる、特に東ヨーロッパに対する一連

の残虐行為、あるいは日本による中国、さらには東南アジア諸地域における残虐行為は、これまでの戦争からは推し量ることのできない大規模で組織的なものであった（ただし対植民地戦争を除く）。こうした残虐行為をどのように扱うのかは、連合国にとって大きな問題になった。そうした残虐行為への抗議と対策を求める声は、被害国を中心に噴き出てくることになる。

日独伊の枢軸国による残虐行為に対する連合国の対応を見ると、最初の政府による声明としては、1940年11月にポーランドとチェコスロバキア政府が出した共同宣言を挙げることができるだろう。両亡命政府は、本国でドイツによっておこなわれている暴行と残虐さは人類史上、例を見ないものであると厳しく非難した。

1941年10月25日ルーズベルト米大統領とチャーチル英首相は同時にそれぞれ声明を出し、その中でドイツが各地でおこなっている残虐行為を指摘し、チャーチルの声明のなかでは「これらの犯罪の懲罰は今や主要な戦争目的の一つに数えられるべきである」と宣言した。

これに続いてソ連も11月25日モロトフ外相がナチスの残虐行為を非難する声明を出して英米の動きに歩調を合わせた。

多数の連合国が共同した最初の大きな動きとして注目されるのは1942年1月13日のセント・ジェームズ宮殿における宣言である。ベルギー、チェコスロバキア、自由フランス、ギリシア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ユーゴスラビアのヨーロッパの9か国がロンドンのセント・ジェームズ宮殿に集まり、ドイツによって行われている市民に対する暴力を非難し、「組織された裁判の手續によって、これらの犯罪につき有罪で有責の者らを、かれらが命令したか、実行したか、あるいはその他の方法でこれに参加したかを問わず、処罰することを主要な戦争目的の中に入れる」ことを決議した。連合国間において、残虐行為の犯罪者を裁判にかけて処罰することを宣言した最初の公式宣言であると言える。なお主な大国はオブザーバーとしてこの会議に出席していた。

オブザーバーとして出席していた中国代表のウン・キン Wunz King は、中国政府はこの宣言で示された諸原則に同意する旨を表明し、中国にいる日本の占領者たちにも同じ原則を適用する意思を表明した。なおソ連も後にこの宣言に同意している。

このセント・ジェームズ宮殿の会議に出席した国々はいずれも本国をドイツによって占領されており、亡命政府の代表が集まった。ヨーロッパ大陸がドイツに占領されてしまっている状況下で、それらの亡命政府はイギリスにいるしかなかった。その結果、それらの政府の声、残虐行為の関係者を処罰せよという声は、誰よりもイギリス政府に対して向けられることになった。イギリス政府は戦争犯罪問題で何らかの行動を余儀なくされていくのである。

1942年10月7日にルーズベルト大統領とサイモン英大法官とが、連合国戦争犯罪捜査委員会 United Nations War Crimes Commission for the Investigation of War Crimes を設立することを同時に声明した。ルーズベルト大統領は、「すべての入手しうる証拠を収集し、これを評価することによって、有罪である個人の責任を確立する目的をもって、わが国の政府は、連合国戦争犯罪捜査委員会を設けるために、英国その他の国の政府と協力する用意がある」と声明した。

この委員会の設置については、すでに同年6月にチャーチルがアメリカに対して設置を示唆しており、7月1日の戦時内閣においてチャーチルが設置を提案し、議論を経て7月6日の戦時内閣において承認し、同時に戦争犯罪人の扱いに関する内閣委員会を設けることも決定した。後者の委員会はイギリス政府としての戦犯問題への政策を明確にするために設けられたものであるが、この設置を決める過程での議論において、イーデン外相もサイモン大法官もともに戦犯処罰のための国際法廷を設置することには反対の意思を示していることが注目される。

イギリス政府のこうした対応の背景にはポーランドやチェコスロバキアをはじめとする亡命政府からの強い要望があったことが指摘できるだろう。アメリカ政府も事情は同じであった。こうしたドイツの被害を受けている中小国の要求をうけて英米両国も動かざるを得なくなった。その一つの結果が UNWCC の設置であると言ってよいだろう。また同時に香港など日本軍によって占領された地域での、日本軍による英将兵や市民に対する残虐行為の情報が入ってきており、イギリス政府としても戦争犯罪問題に取り組まざるを得ない状況が生まれつつあったことも指摘できる。

その後ようやく 1943 年 10 月 20 日にロンドンで 17 か国が参加して開催された外交団会議において、委員会の設立が合意された。参加国はオーストラリア、ベルギー、カナダ、中国、チェコスロバキア、ギリシア、インド、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、南アフリカ、イギリス、アメリカ、ユーゴスラビア、フランス（自由フランス委員会）であった。

その合意を受けて 10 月 26 日に UNWCC の第 1 回の会議がおこなわれた。UNWCC は 3 回にわたって非公式会議をおこなったのち、1944 年 1 月 11 日に最初の公式会議をおこない、議長にイギリス代表のセシル・ハースト Cecil Hurst を任命し、活動を開始した。

UNWCC の設立声明から実際の発足まで 1 年もかかった理由は、ソ連の参加問題などの扱いがあった。結局、ソ連は参加しなかった。

## 2 連合国戦争犯罪委員会の意義

1980 年代以降、欧米においてはニュルンベルク裁判研究が、日本においては東京裁判研究が進みはじめた。裁判資料の公開だけにとどまらず、アメリカならびにイギリスの関連する公文書の公開が進んだことによって、これまでわからなかった裁判に至る過程と裁判の舞台裏の状況が明らかにされてきており、資料に基づいた議論が可能になってきている。一方、BC 級戦犯裁判についてはイギリス、アメリカ、オーストラリアなどで資料の公開は進んでいるが、その研究はまだ遅れていると言わざるを得ない。ただいくつかの裁判関係資料を使った研究も出始めてきている。いずれにせよ二つの A 級戦犯裁判（ニュルンベルク裁判と東京裁判）と BC 級戦犯裁判の双方を合わせて、第 2 次世界大戦後の戦犯裁判の全体像を明らかにしうる条件はかなり整ってきたと言えるだろう。

ところで日本の議論では A 級を扱った東京裁判とそれ以外の BC 級戦犯裁判という区分を自明の前提とした議論がなされているが、この区分そのものはけっして当初から自明の

ものではなかった。東京裁判についての研究も、東京裁判とBC級裁判という枠組みが決まってからのプロセスが研究対象とされ、なぜそのような戦犯裁判がなされるようになったのか、という問題については、あまり研究は進んでいない。

ドイツや日本による残虐行為は、きわめて広範囲、大規模におこなわれていた。従来の戦時国際法の理解では、個々の残虐行為についてその命令者と実行者を戦争犯罪人として裁くことを想定していたが、ドイツと日本の残虐行為は、個々のケースを裁くだけで、はたしてよいのだろうかという疑問を提起した。

現実におこなわれている残虐行為と戦時国際法で定義された戦争犯罪とはどのように関連するのか、残虐行為が個々の孤立した現象ではなく広範囲に組織的におこなわれていることから現場レベルの実行者のみならず、上級の計画者や命令者、とりわけ国家や軍の指導者をどのように扱うべきなのか、など従来の戦時国際法ではうまく対処しきれない状況が生まれた。何が戦争犯罪なのかということ自体が自明のことではなかったし、誰が誰をどのような法理と手続によって処罰することができるのか、ということも明確ではなかった。しかしこうした一連の残虐行為を放置しておくことはできなかった。こうした残虐行為をやめさせ、あるいは防ぎ、さらに将来の再発を防止するためにも、犯罪者を処罰しなければならないという声が、先ほど述べたように中小国から上がってきていた。UNWCCは、そうした問題に正面から取り組んだ連合国の機関であった。特にアメリカ政府が、戦争犯罪問題について本格的に検討を開始するのが1944年9月以降であるので、それまでは、またその後もしばらくは、戦争犯罪問題をあらゆる角度から議論し、諸政策を提案した唯一の連合国の機関であった。また連合国内の中小国が発言できる数少ない機関でもあった。

ニュルンベルク裁判や東京裁判の開設にあたって、アメリカが主導権をとって実現したことから、これまでの研究ではUNWCCの役割には消極的あるいは否定的な評価が多かった。しかし近年、内外でUNWCCの再評価がおこなわれてきている。

連合国戦争犯罪委員会での議論と活動は、戦争犯罪の扱いに消極的だった英米を動かし、現実の戦争犯罪政策の内容にさまざまな影響を与えたことも否定できない。たとえば、

- 1 従来の戦争犯罪概念を超える大規模で組織的な残虐行為の扱い（自国民に対する犯罪、戦前から戦中に継続してなされている犯罪など後に人道に対する罪として定式化されるもの）、
- 2 侵略戦争を戦争犯罪ととらえる議論（後の平和に対する罪として定式化されるもの）、その新しい戦争犯罪概念と従来のいわゆる「通例の戦争犯罪」との関連、
- 3 犯罪を犯した個人にとどまらず犯罪組織についての、いわゆる「集団責任」問題、
- 4 裁判所のあり方をめぐる議論（国際裁判所や混合軍事法廷などの国際法廷の提案、今日の国際刑事裁判所につながる議論）、
- 5 上官の命令という抗弁に対する扱い、

など戦争犯罪に関わる重要な論点についてUNWCCで議論され、そのなかでいくつか重要な提案がなされた。

「平和に対する罪（A級犯罪）」「通例の戦争犯罪（B級犯罪）」「人道に対する罪（C級犯罪）」という3つの戦争犯罪の類型が明確な形で定式化されるのは、アメリカ主導の米英仏ソ4大国によるロンドン協定とそれに付属する国際軍事裁判所条例であるが、その原型はUNWCCの議論のなかですでに生れていた。アメリカ政府内では1944年秋から陸軍省が主導して戦争犯罪問題の議論が始まるが、かれらがたたき台として参考にしたのはUNWCCの提案や議論だった。

そうしたことからUNWCCは重要な役割を果たしていたと言うべきだろう。

実務的には、連合国内の戦争犯罪についての情報交換、容疑者の逮捕引渡しなど連合国内の協力体制の検討、戦犯リストの作成とそのリストに基づく連合国内の協力など一定の役割を果たした。またUNWCCの議論と働きかけが、英米両国、特にアメリカ政府を動かして戦争犯罪政策の策定を促したことも指摘できる。

またUNWCCには、中国やオーストラリア代表も参加しており、さらに中国重慶には小委員会が置かれていた。1945年6月に米英仏ソの4大国によるロンドン会議が始まり、4大国が戦争犯罪問題での重要な政策を決めようとしていたとき、その他の連合国内はUNWCCに拠って、連合国内の政策にかれらの意思を反映させようと努力した。そういう意味でも4大国以外の連合国内の考えを示す重要な場となった。

第二次世界大戦において、戦争犯罪とは何か、それに連合国内はどのように対処しようとしたのか、そうした問題を議論の出発点から検証することは重要な課題であろう。そこでの議論が、今日の国際刑事裁判所にもつながっている。日本は2007年によりやく国際刑事裁判所に加盟したが、日本がそこで果たすべき役割を考えるうえでも、UNWCCにおける議論をあらためて見直す作業が必要であろう。

### 3 連合国内戦争犯罪委員会の組織

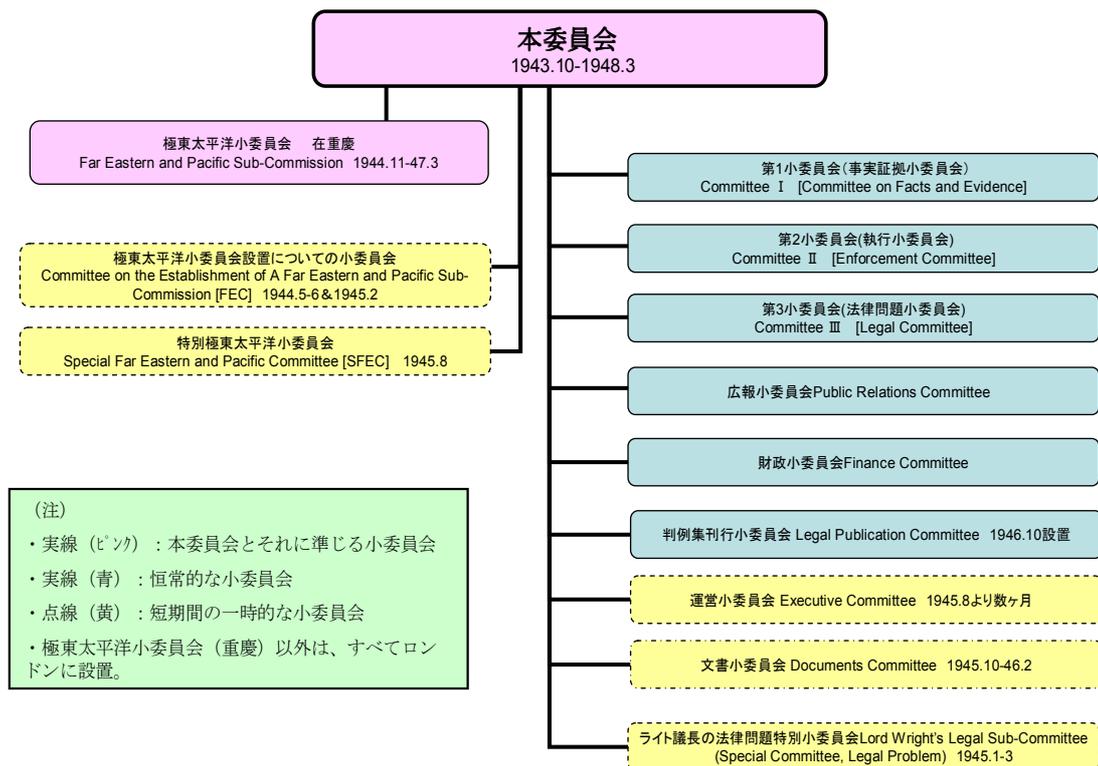
UNWCCの性格と役割をめぐって、10月20日の外交団会議において、イギリス政府は、第1に戦争犯罪を捜査しその証拠を記録し、可能であれば責任者を特定すること、第2に十分な証拠を得ることが予想できると見られるケースを関係国内に報告すること、をあげ、UNWCCの任務は予備的な捜査活動であり、戦争犯罪人を裁判にかける手続に関わることは後の段階で関係国内が決定する問題であると主張した。つまりUNWCCはあくまでも捜査、特に情報収集の実務のみをおこなうこととされ、政策レベルには関わらせないとしたのである。

しかしUNWCCに参加した各国代表はそのイギリス政府の主張に反発し、実務機関に留まることを拒否した。そして「連合国内戦争犯罪委員会は戦争犯罪を扱う、連合国内を代表する唯一の機関」（ハースト議長のコメント）として、重要な政策課題を取り上げ、議論を開始したのである。特に発足からしばらくは、戦争犯罪に関する詳細な情報（具体的な事実や証人、容疑者の特定などの諸情報）を入手することは困難であったので、メンバーたちは、理論的政策的課題を積極的に取り上げ、議論することとなった。そのことが先に述べたような内容を生み出したのである。

本委員会は、おおむね週 1 回開催されている。解散までに計 135 回開催されている。そのすべての会議録 **Commission Minutes** が残されている。また本委員会に提出された文書は **Commission Documents** として番号が付けられて整理されている。

なお本委員会での議論と決定が重要であることは言うまでもないが、本委員会に提案されるものは事前に小委員会で議論・作成されたものであるため、提案がなされるに至る議論の経過を知るうえで小委員会も重要である。

### 連合国戦争犯罪委員会 United Nations War Crimes Commission 組織図



### 小委員会について

ここで小委員会について説明しておきたい。(組織図参照)

小委員会には、恒常的なものと短期間しか存続しなかった一時的なものがある。まず恒常的な小委員会から見ると、1944年1月25日の第6回会議において、3つの小委員会の設置が承認された。第1小委員会 **Committee I** は、事実証拠小委員会 **Committee on Facts and Evidence** と呼ばれ、その役割は、各国政府から提出された容疑者・容疑を検討し、容疑者リストを作成、そのリストを各国政府に配布して、容疑者の逮捕など必要な措置を取ることができるようにすることである。初代委員長はベルギーのバエル **Marcel de Baer** である。戦犯容疑者リストの作成は、当初は情報があまり集まらなかったために作業が進

まず 1944 年末までに 2 つのリストしか作成できななかったが、1948 年 3 月末に UNWCC が活動を終えるまでに、計 80 のリストを作成、そこにあげられた戦犯容疑者は合計 33973 人にのぼった。容疑者個人のほかに犯罪組織のリストも作成されている。

リストアップされた容疑者のほとんどはドイツ関係であり、それらは計 31748 人、日本関係は 423 人とどまった。これは、ロンドンには日本関係の情報がなかなか届かなかったという事情があり、重慶にあった極東太平洋小委員会は、独自に日本関係の戦犯リストを作成した。またこの極東太平洋小委員会には各国の捜査当局が作成したリストも提出されているが、それらはこの数字には含まれていないようである。

第 2 小委員会 **Committee II** は、執行小委員会 **Enforcement Committee** と呼ばれる。初代委員長は、アメリカのペル **Herbert C. Pell** である。この小委員会は、容疑者の特定・逮捕、裁判と処罰の執行に関わる必要なあらゆる問題を取り上げた。戦犯の逮捕・引渡しの協定、戦犯裁判のための国際法廷など裁判組織の検討と提案、占領地における戦犯容疑者の逮捕・捜査機関の設置などについて取り扱った。特に国際法廷の提案は、のちのニュルンベルク裁判や東京裁判、あるいは国際刑事裁判所との関係でも重要である。

第 3 小委員会 **Committee III** は、法律問題小委員会 **Legal Committee** と呼ばれる。初代委員長はポーランドのグレイシャー **Stephan Glaser** である。この小委員会は法律に関わる諸問題を検討する役割を果たした。たとえば、戦争犯罪の定義（平和に対する罪や人道に対する罪として後に定式化される問題）、上官の命令という理由で免責あるいは情状酌量されるかどうかという問題、各国の法制の違い、集団責任などが議論された。

以上の第 1 から第 3 までの 3 つの小委員会が、戦争犯罪とそれへの対応をめぐる実質的な議論をおこなった小委員会である。これらについては議事録と提出文書が残されている。次にその他の小委員会を紹介しておこう。

広報小委員会 **Public Relations Committee** は、1945 年 2 月に設置が決められた。それまでは UNWCC の活動内容については、デリケートな問題であり、その内容が枢軸国に伝わるとなんらかの報復を受けることを恐れて公表には慎重だった。しかし新聞などメディアを通じて不正確な、あるいは憶測による報道がなされ、UNWCC の活動内容が知らされないために、UNWCC が役に立たないかのような非難がなされるようになったことから、きちんとした広報活動の重要性が認識されるようになった。残されている記録から見る限りでは、1945 年から 46 年はじめにかけて活発に活動をおこなった期間であったと見られる。

財政小委員会 **Finance Committee** は、UNWCC の財政や事務局のスタッフの任命などを担当した。

運営小委員会 **Executive Committee** は、本委員会の運営を円滑に進めるために、本会議の前または後に開かれた小委員会である。ただし 1945 年 8 月から 11 月ごろまでは何度か開かれたようだが、その後は徐々に開かれなくなったようである。当時のライト議長が運営にあたった。なおこの小委員会の記録は米国立公文書館の所蔵資料には含まれていなかったもので、議事録などが作成されたかどうか不明であり、したがって本資料集には収録されていない。

文書小委員会 **Documents Committee** は、1945 年 10 月に設置され、46 年 2 月まで活動

をおこなった。委員長はフランスのグロー Andre Gros である。この小委員会は、ドイツで連合軍が押収した文書—特にニュルンベルクでの主要戦争犯罪人裁判に関して—の処理について検討をおこない、本委員会に報告を提出して活動を終えている。

判例集刊行小委員会 Legal Publication Committee は、1946 年 10 月に設置された。各地で戦犯裁判が進行しているなか、それらの裁判のなかから重要な、あるいはいくつかの特徴的なケースを選び、判例集として刊行する計画が立てられた。その判例集は、*Law Reports of Trials of War Criminals, Selected and prepared by the United Nations War Crimes Commission* として、ロンドンの His Majesty's Stationary Office から刊行された。第 1 巻が 1947 年に刊行されてから、最終巻が 1949 年 7 月に出されるまで全 15 巻が刊行された。このなかで数多くのドイツや日本に対する B C 級戦犯裁判が取り上げられ、戦犯裁判をめぐるさまざまな法律上の諸問題が議論されている。各国がおこなった戦犯裁判は、それぞれの国の言語で記録されているが、この判例集はすべて英文であるので、英語圏以外の国の主な判例がわかる点でも重要な手がかりになる判例集である。

次に、ロード・ライト議長の法律問題特別小委員会 Lord Wright's Legal Sub-Committee (Special Committee, Legal Problem) である。1945 年初頭の日付の文書がいくつか保存されており、ゲシュタポのような組織の集団責任 collective responsibility の問題などが議論されているようである。UNWCC の公式の歴史である *The United Nations War Crimes Commission, History of the United Nations War Crimes Commission* (London: His Majesty's Stationary Office, 1948) のなかにはこの小委員会のことが触れられていないので、議長の私的な諮問機関のような性格ではなかったかと思われる。

### 極東関係小委員会について

UNWCC 内の委員会で極東に関連するものがいくつかある。

重要なものは、中国の重慶に設置された極東太平洋小委員会 Far Eastern and Pacific Sub-Commission である。UNWCC がロンドンにあったことから、日本関係の情報がなかなか入ってこなかった。そこで極東になんらかの組織を設けることが検討された。極東に小委員会を設置する議論のなかで、オーストラリアとオランダは南太平洋地域にも小委員会を設置するように求めたが、結局、1944 年 5 月に中国の提案を受け入れて、重慶にこの小委員会を設置することが承認された。ただ実際に第 1 回会議が開催されたのは同年 11 月 29 日と半年ほど遅れた。この小委員会には中国、アメリカ、イギリス、オーストラリア、ベルギー、チェコスロバキア、ルクセンブルグ、フランス、インド、オランダ、ポーランドの 11 か国が参加した。ただしルクセンブルグは一度も出席していないので実質的には 10 か国であった。

中国代表の王寵惠ワン・チュンフィ Wang Chung-hui が議長となった。王寵惠は中華民國の司法院院長や外交部部長（外相）、国際司法裁判所判事などを歴任、45 年のサンフランシスコ連合全體會議には中国代表として出席した有力人物であり、中国側の位置付けの高さがうかがわれる。この小委員会は、1947 年 3 月 4 日の会議を最後に、3 月 31 日をもって解散した。その間の会議数は計 38 回である。

なおこの小委員会のなかに、さらに下部の委員会が設けられたようであるが、その記録

は見つけられなかった。もし残っているとすれば中国国民政府の資料のなかにあるだろう。

この極東太平洋小委員会の設置を議論した小委員会がある。それは、本委員会の下にロンドンに設けられた「極東太平洋小委員会設置についての小委員会」**Committee on the Establishment of A Far Eastern and Pacific Sub-Commission**である。文書に**FEC**と略記されている資料群がそれにあたる。この**FEC**は、1944年5月4日から6月1日にかけて計3回会議が開かれ、極東に小委員会を設置する件について議論をおこない、その詳細を決定している。したがって、重慶に小委員会が発足してからは活動を停止していた。

その後、1945年2月に第4回と第5回の2回会議が開かれた。そこでの議題は、1941年12月8日、つまり太平洋戦争開始以前の時期の犯罪を**UNWCC**で扱うかどうかという問題であった。中国はそれ以前から日本の侵略を受け、数多くの残虐行為を受けていたので、それ以前の犯罪も扱うように求めていた。これは中国政府の要求通りの線です承された。したがって、この小委員会は、最初の3回と、あとの2回とは、まったく異なることを議論している。

重慶の極東太平洋小委員会は、戦争犯罪についての理論的政策的な問題は扱わず、もっぱら日本による戦争犯罪の情報収集や戦犯容疑者リストの作成など実務が中心であった。そのため太平洋戦争開戦以前の問題を扱うかどうかという大きな問題はロンドンの本委員会の判断を仰いだ。そこで本委員会で、特に対日戦争の問題を議論するためにこの小委員会の場を利用したと思われる。結局、この小委員会は計5回開かれただけである。

同じような名称の小委員会がある。それが特別極東太平洋小委員会**Special Far Eastern and Pacific Committee**である。**SFEC**と略記された文書群がこれにあたる。この小委員会は、1945年8月13日と27日の2回開かれただけである。ここでは日本の敗戦にあたって、日本の戦争犯罪問題についての勧告案を作成した。

以上、名称に極東が入っている三つの小委員会はすべて中国代表が委員長を務めている。

なお**UNWCC**の内部組織とは言えないが、密接に関連する組織として、各国の政府事務所**National Office**がある。これは各国政府の戦争犯罪を担当する部局がこの政府事務所となり、戦争犯罪問題について両者の連絡窓口になった。ドイツの敗戦により、戦犯の扱いが緊急の課題となって1945年5月31日から6月2日にかけて、**UNWCC**はロンドンで各国事務所会議**National Offices Conference**を開催している。この会議録も本資料集に収録した。

(注) ここで小委員会と訳したものには、**Sub-Commission**と**Committee**がある。重慶の極東太平洋小委員会だけが前者で、残りはすべて後者である。厳密には異なる和訳をつけるべきだが、極東太平洋小委員会という呼び方がすでに使われており、**Committee**もほかに適当な訳がないので、いずれも小委員会とした。

#### 4 連合国戦争犯罪委員会のメンバー

**UNWCC**に参加した各国の代表はどのような人物だったのだろうか。本資料集の〇〇に

主な人物とその略歴のリストを掲載したのでくわしくはそれを見ていただきたいが、かんたんに紹介しておこう。

まずその前提として、第一次世界大戦後の戦時国際法をめぐる国際社会の取り組みをみておく必要がある。

第一次世界大戦後、ヨーロッパでの大戦の惨禍の経験から、侵略戦争と自衛戦争の双方を含めて戦争をおこなうこと自体を、あるいは少なくとも戦争という手段に訴えることを国際法上、違法としようとする動きが始まった。いわゆる戦争違法化である。法律家などの議論としては前者が主張されることもあったが、現実の国際政治の場で実際に迫及され、少しずつ現実化されていったのは、後者の考え方であった。1919年に調印され、翌1920年1月に発効した国際連盟規約の前文には、「締約国は戦争に訴へざるの義務を受諾」することがうたわれ、「侵略」を認めない条項が入れられた。

1924年10月の国際連盟総会で全会一致で可決された「国際紛争の平和的処理に関するジュネーブ議定書」では、最終的に批准されなかったが、「侵略戦争」は「国際的罪悪を構成する」と前文に明記された。その後、1928年8月にパリで調印され、日本も参加して発効した不戦条約では第1条において、「国際紛争解決の為戦争に訴ふることを非とし、且其の相互関係に於て国家の政策の手段としての戦争を抛棄する」ことを宣言した。

このように戦争をおこなうこと自体を規制しようとする動きとともに、戦時国際法に違反した戦争犯罪人の処罰をめぐる問題も取り上げられた。1919年に連合国によって設置された「戦争開始責任及び刑罰執行委員会」の報告書では、戦争犯罪に関して国家元首を含め地位の高い者であっても刑事訴追の対象となること、各国が設置する戦犯裁判所では処理できない、複数の国々の捕虜や国民への残虐行為、あるいはそうした命令を出したり、違反防止義務を果たさなかった者などを裁くための高等法廷の設立が必要であることなどが提案された。この高等法廷は、5大国と6つの国から選ばれた裁判官によって構成される国際法廷として提案されている。

この報告書の内容は、ベルサイユ平和条約においてドイツ皇帝ウィルヘルム二世を特別裁判所で訴追するという条項に反映されている。ただこれは戦争犯罪とは別の問題とされており、また皇帝は亡命し、裁判にかけられることはなかった。

その後、1920年2月、国際連盟理事会は常設国際司法裁判所を設置するために法律家諮問委員会を設置した。この法律家諮問委員会は、「国際公共秩序を侵害し、あるいは諸国の普遍的法に反する犯罪」を裁く裁判所として「国際高等裁判所」を設立する提案を採択した。この報告を受けた国際連盟理事会は総会にこの提案を提出したが、その後、「時期尚早」として見送られた。

1922年には国際法協会において常設の国際刑事裁判所の設置が提起され、その後も1924年、1926年とこの問題が議論されている。また1925年以降、国際議会同盟が、常設国際司法裁判所に国際犯罪についての権限を付与する方向での検討をおこなう動きがあった。1934年からは、ユーゴスラビアのアレクサンダー国王の暗殺事件をきっかけに国際連盟は国際的な政治犯罪、特にテロを裁くための国際刑事裁判所設立の検討を開始した。1937年11月には国際刑事裁判所設立の条約案が作成されるにいたったが、いずれも実現

しないままに第二次世界大戦に入ってしまった。

第二次世界大戦に入ってから、こうした動きのうえに、ケンブリッジ大学法学部のメンバーを中心にヨーロッパの法律家を含めて組織された、「刑法の再建と発展についてのケンブリッジ委員会」は1941年11月にケンブリッジで会議を開き、そこで「国際公共秩序に対する犯罪」についての規則と手続を検討するための委員会を設置した。この委員会がまとめた中間報告（1942年7月15日）のなかで「国際刑事裁判所設置の機が熟したと同時に戦争犯罪の多くは国内裁判所の管轄に含まれるだろう」と述べている。つまり各国ごとの裁判所では処理できないケースを扱うための国際裁判所問題が議論されていた。

この委員会は10名のメンバーで構成されていたが、そのうち6名が連合軍戦争犯罪委員会のメンバーになっている。UNWCCでも重要な役割を果たすことになるオランダのロッテルダム裁判所判事であったドゥ・ムーア De Moor やベルギーのブリュッセルの控訴裁判所判事であったバエルもそのメンバーであり、特にバエルは、このケンブリッジ委員会においても、戦争犯罪問題を提起し重要な役割を果たしている。

もう一つの動きとして、国際連盟協会の後援の下で創設されたロンドン国際会議がある。1941年10月に戦争犯罪問題が同会議の主要な議題の一つとして取り上げられた。1942年3月には戦争犯罪問題を検討するための委員会が設けられ、43年6月「戦争犯罪人の裁判と処罰」と題された委員会報告が報告され会議で採択された。さらにくわしい研究が継続され、43年10月に400ページを超える詳細な報告書が作成された。この委員会の委員長はバエルである。

ここでの議論のなかで、戦争犯罪の定義が検討され、侵略戦争は国際的な犯罪であることが主張されるとともに、ユダヤ人への犯罪のような人種的絶滅策は、かりにその地域の法律によって罰せられなくとも、そうした人類に対する犯罪は国際法によって罰せられるべきであることが確認された。戦争犯罪は、各国が裁判をおこなう権利を有していることを確認したうえで、それでは処理できない犯罪を扱うものとして国際刑事裁判所の設置を提案している。この国際刑事裁判所は、各国の国内裁判所では管轄権がない犯罪、たとえばユダヤ人や無国籍者への犯罪、複数の国でおこなわれるか、複数の国籍の者に対して犯された犯罪、さらには国家元首によって犯された犯罪などを扱うものとされている。

また「戦争犯罪人の裁判と再建問題のための委員会の法的任務」を扱う別の委員会の報告「国際刑事裁判所憲章ならびに同裁判所に与えられる管轄権」が1943年9月に出されており、そのなかで戦争犯罪人を裁くための国際刑事裁判所についてくわしい提言をおこなっている。この委員会の委員長はムーアである。

このロンドン国際会議には、ケンブリッジ委員会でも重要な役割を果たしていたムーアやバエルに加えて、中国のリャン・ユエンリ Y. L. Liang（アメリカの大学で法学博士をとった中国政府の法律専門家）、チェコスロバキアのエチェル Bohuslav Ecer（弁護士、チェコスロバキア亡命政府司法省勤務）、フランスのカッサン Rene Cassin（パリ大学教授）、ルクセンブルクのボブソン Victor Bobson（法学博士、司法大臣）、ノルウェーのホルバン Erik Colban（駐英大使、外交官）ら、後にUNWCCに加わるメンバーも参加していた。

国際連盟協会の総会は1943年12月に「戦争犯罪人の裁判と処罰」決議を採択し、そのなかで、ユダヤ人の無差別虐殺のような人種的宗教的な偏見によってなされた行為も含め

て、「もし可能であれば、戦争犯罪人が裁かれる裁判所は国際的な性格が与えられることを希望する」と述べている。

ほかの UNWCC メンバーについてみると、初代議長であるセシル・ハーストは、国際司法裁判所判事も経験した英外務省法律顧問であったし、二代目議長となったオーストラリアのライトは弁護士であった。オーストラリアのアトキン Atkin は法廷弁護士であり、高裁判事も務めた人物、フランスのグローは法律の大学教授、ポーランドのグレイサーは刑法の大学教授だった。中国代表の顧維鈞 Ku Wei-chun(Wellington Koo)は、中華民国の国務総理兼外交総長も務めた大物であり、1932 年から駐仏公使（のち大使）、41 年からは駐英大使を務めながら、中国政府を代表して西欧諸国や国際連盟に対して日本の侵略と残虐行為を訴える役割を果たしていた。

このように連合国戦争犯罪委員会のメンバーの多くは、裁判官や弁護士、大学教授など法律の専門家であり、それまでの国際法に関わる活動に参加し、戦争犯罪問題について議論してきていた人々だった。アメリカ代表のペルはニューヨーク選出の下院議員、政治家としてユダヤ人組織や国際世論の動向に敏感に対応しようとしていた人物と言える。

戦争の違法化を目指し、あるいは国際刑事裁判所を設置し戦争犯罪を裁くということは第一次世界大戦後から各国の法律家たちが目指してきたものでもあった。第二次世界大戦のなかで未曾有の戦争犯罪が展開されているのを目の前にして、彼らが各国政府代表として UNWCC に集まり、戦時国際法の新たな発展と国際司法制度の実現を目指したのであった。

かれらは各国政府の意向を直接代弁するような外交官というよりは、政府の思惑とは関わりなく、自らの良心や信条にしたがって議論し行動する法律家が多かった。そのことが、UNWCC において、戦時国際法についての活発な議論といくつもの新たな提案をおこなうことにつながったと同時に、UNWCC の各メンバーが本国政府と対立あるいは摩擦を生む原因でもあったと思われる。

## 5 連合国戦争犯罪委員会の資料所蔵先

UNWCC の文書の所在であるが、本委員会（とその下の事務局）が持っていた文書群と、各国代表が持っていた文書群がある。後者については、各国の国立公文書館に所蔵されている。前者については、ニューヨークの国際連合文書記録局 Archives and Records Management Section に保存されている文書がそれにあたりとみられる。同文書記録局に所蔵されている UNWCC 文書目録を見ると、ここが最もまとまって UNWCC 文書が保存されているようである。ボックス数が 464、分量は 193 フィート（資料を書架に並べた際の長さ）と記されているので、膨大な量になる。ただそれらのなかで UNWCC 本体の資料（議事録や UNWCC で作成された文書など）は 26 ボックスだけである。また目録を見る限りでは、本委員会と第 1－第 3 小委員会の文書はあるが、ほかの小委員会のものが見当たらない。残りのボックスは、各国の戦犯裁判関係の資料やニュルンベルク裁判と東京裁判の速記録・証拠書類などである。これらは各国の政府事務所から UNWCC に提出された

資料類と見られる。

本資料集では、この国際連合文書記録局の資料は利用していない。閲覧にかなり面倒な手続きが必要なこと、戦犯（容疑者）の個人情報などが含まれている文書は非公開とされていること、さらに編者が問い合わせた際（2001年）には、コピーは不可とのことであったので、この資料は収集できなかった（この資料の確認、問い合わせにあたっては吉田俊氏にお世話になった。あらためてお礼申し上げたい）。

ただし各国から集められた戦犯裁判に関する情報が大量に含まれており、第二次大戦後の戦犯裁判全体を把握するうえでこれほどまとまった資料群はないのではないと思われる。コピーが許されるのであれば、利用価値が高い資料群である。

そこで UNWCC 文書の入手にあたっては、UNWCC 文書が最もよくまとまって保存されており、かつ各小委員会の文書までそろっているアメリカ国立公文書館の所蔵資料を利用することとし、それを写真撮影した。したがって本資料集に収録したものはすべてアメリカ国立公文書館所蔵のものである。

ただし第1-第3小委員会を除く小委員会についてはここに収録したものが作成された議事録・文書のすべてかどうかはよくわからない。UNWCCに参加した各国の所蔵資料を丁寧につき合わせて、文書の有無を確認する必要があるが、そこまではできなかった。しかし、本資料集では、本委員会と第1-第3小委員会という重要な委員会について、議事録と文書は基本的にすべて収録できたので、主な UNWCC 関係資料は含まれていると言ってよいと思われる。

なお UNWCC が作成した戦犯容疑者リストは本資料集では割愛した。このリストについては、米英の両国立公文書館のウェブサイトで文書の請求番号の検索が可能である。

アメリカ国立公文書館 National Archives and Records Administration では、レコード・グループ RG238 が UNWCC 関係資料群である。本資料集のものはほとんどをその RG から取ったが、一部、RG59（国務省資料）からも取った。なお RG153（陸軍法務総監部資料）、RG125（海軍法務総監部資料）、RG107（陸軍長官資料）にも関連資料が含まれている。

なお本資料集では直接は利用しなかったが、イギリス国立公文書館 National Archives では、UNWCC の議事録や文書は主に大蔵省法律事務所 Treasury Solicitor の資料群である TS シリーズの TS26/66-74 に含まれている。またほかに CAB(Cabinet 内閣)、LCO(Lord Chancellor 大法官)、WO (War Office 陸軍省) の各シリーズにも関連資料が含まれている。またオーストラリア国立公文書館のキャンベラ館に所蔵されている外務省資料のなかにも UNWCC 関連資料が含まれている。

## 【主な参考文献】

- ① The United Nations War Crimes Commission, *History of the United Nations War Crimes Commission* (London: His Majesty's Stationary Office, 1948)
- ② The United Nations War Crimes Commission, *Law Reports of Trials of War Criminals*, Vol.1-15 (London: His Majesty's Stationary Office, 1947-1949)

- ③Arieh J. Kochavi, *Prelude to Nuremberg: Allied War Crimes Policy and the Question of Punishment*(Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 1998)
- ④大沼保昭『戦争責任論序説』東京大学出版会、1975年、
- ⑤清水正義「先駆的だが不発に終わった連合国戦争犯罪委員会の活動 1944年—ナチ犯罪処罰の方法をめぐって」『東京女学館短期大学紀要』第20輯、1998年
- ⑥林博史「連合国戦争犯罪政策の形成—連合国戦争犯罪委員会と英米」『関東学院大学経済学部総合学術論叢 自然・人間・社会』第36・37号、2004年1月・7月  
(編者のウェブサイトで見覧できる。<http://www32.ocn.ne.jp/~modernh>)
- ⑦林博史「連合国戦犯裁判政策の再検討—A級とBC級を統合する視点から」『年報 日本現代史』(現代史料出版)第13号、2008年

この解説では注記を略したが、典拠については、⑥⑦にくわしく明記しているので、そちらを参照していただければ幸いである。UNWCCの組織や活動についての基本的な情報は、UNWCC自らがまとめた報告書である①が最も参考になる。本解説の多くもこれに拠っている。UNWCCについての重要な先行研究として③④⑤を挙げておいた。なお清水氏はその後も『白鳳法学』に関連する論文をいくつも発表されている。

## 謝辞

本資料集に収録した資料の収集は、日中歴史研究センターによる歴史研究支援事業「戦中戦後期における日中米関係の、新資料に基づく総合的研究」(2001-2003年度)ならびに科学研究費補助金・基盤研究(B)「対日戦争犯罪裁判の総合的研究」(研究代表者栗屋憲太郎)(2007年度—2009年度)による海外資料調査の成果である。

資料の撮影、整理、編集にあたっては、広瀬貴子、花井あかね、キム・ユンミ、宇田川幸大の各氏に大変お世話になった。記して感謝したい。